

第1964回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和5年9月21日(木) 午前10時開会
午前11時47分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、石井副教育長、古垣教育総務部長、青木県立学校部長、石井市町村支援部長、角坂県立学校人事課長、岡島小中学校人事課長
案浦書記長、小島書記、太田書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- o 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - o 日吉教育長が、首藤委員を議事録の署名者に指名した。
- o 会議を公開しないこととする事項について
- 日吉教育長が、第77号議案から第79号議案までの議案について、会議を公開しないこととする動議を提出
- 全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
- o 日程の変更について
- 日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
- 全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定
- (2) 議事
- 第76号議案 令和6年度当初教育局等職員人事異動方針について

案浦教育総務部副部長兼総務課長（提案理由、人事異動の目的、人事異動の基本方針、基本方針を踏まえた配置の考え方について説明）

櫻井委員 人事異動方針3「(3) 多様な人材の活躍推進」に、女性職員の活躍推進のために行うことが記載されています。その中で、職域の拡大に関しては、過去から言われて進んでいるところだと思いますが、現在、教育局において、そのような女性職員が入れないような職域は現実にあるのでしょうか。また、60歳以上の職員のことが書いてありますが、今年から61歳が定年になると思うので、その方々は本来、今の職場で定年を来年迎えるという意味ではないのでしょうか。

案浦教育総務部副部長兼総務課長 女性職員の活躍推進について、教育局において女性が入れないような職があるかという点ですが、例えば、女性の場合、未だ子育ての分担などの関係から、女性職員が子育てに重きを置くケースが多くなっています。そのため、例えば時間外勤務が制限されることなどから、緊急対応がよくあるような職については、比較的女性よりも男性を置く傾向がありました。また、いわゆるマミートラックと言われますが、女性職員が座っているポストは、その女性職員の後任も、例えば子供を持っている女性職員が座るといった、ポストがある程度固定化されていたようなところは私どもの大きな反省としています。ただ、若い頃からしっかりと育て上げることで、女性職員でも働ける職あるいは男女共同参画が相対的に進むことによって、少し忙しくても、あるいは、緊急対応がある職であっても、女性が活躍できるような職が今後一層広がると思っています。また、引き続き努めていきたいと思っています。2点目ですが、61歳を迎える職員については、委員のおっしゃるように、今年度末に60歳を迎えている職員の定年については、61歳に延長されます。人事異動については、退職した訳ではありませんので、同じような人事異動のそ上に乗るということです。役職定年を迎えますので、例えば課長級だった者が主幹級になる場合があります。人にもよりますが、人事異動する可能性は高いかと思います。

戸所教育長職務代理者 「積極的な人事交流の推進」と書かれていますが、受け入れる側との関係があるので、計画は早めに作らなくてはいけないと思っています。

既に今年度の計画なり、こういう方向でやりたいというものが具体的にできているのか教えてください。

案浦教育総務部副部長兼総務課長 県立学校での経験は、教育局で働く上でも大変重要な経験だと思っています。教育局のメインピックスというか、一番大切な仕事は子供たちの将来を育成していくことです。県立学校との人事交流は引き続きしっかりと行っていきたいと考えています。また、教育局のみならず、本庁の中での知事部局との人事交流、あるいは他の自治体や国との人事交流についても、現在も行っているのですが、引き続き行っていきたいと考えています。

戸所教育長職務代理者 あえて「積極的に推進する」と書かれていて、今までと同じでは積極的にはならないので、是非、国であるとか、そういう機関にどういふふうに考えて出していくのかという部分を少し早めに考えていただくように、よろしくをお願いします。

案浦教育総務部副部長兼総務課長 他流試合と言われたりもしますが、外でいろいろもまれる経験は大事なことです。県立学校をきちんと知ること、現場を知ること、大切なことだと思っています。積極的に推進していきたいと思います。

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 報告事項

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告について

角坂県立学校人事課長（提出理由、埼玉県男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）への苦情申出の趣旨、苦情処理委員からの勧告の趣旨、苦情処理委員からの勧告の内容、苦情処理委員への報告期日（令和6年8月31日まで）について説明）

戸所教育長職務代理者 そもそもですが、埼玉県男女共同参画苦情処理委員の制度について教えてください。

角坂県立学校人事課長 埼玉県では、埼玉県男女共同参画推進条例に基づき、埼玉県男女共同参画苦情処理機関として、埼玉県男女共同参画苦情処理委員を設置しています。県民等からの「県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しく

は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情」又は「男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案」についての申出を、適切かつ迅速に処理するための機関です。必要があれば県の機関や関係者に対し、助言、意見表明、勧告等を行うものです。

戸所教育長職務代理者 苦情処理委員はどのような方なのか教えてください。

角坂県立学校人事課長 埼玉県男女共同参画推進条例施行規則第1条第2項により、苦情処理委員は3人以内とされています。さらに、一人以上は法律に関して優れた識見を有する者で、かつ半数以上は女性としなければならないという規定があります。現在は大学教授が1名、弁護士2名で、女性が2名ということになっています。この方々につきましては、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱することになっています。

首藤委員 勧告内容に関する事で確認させてください。今回の申し出があった苦情では、女子差別撤廃条約に違反しているとの内容でしたが、女子差別撤廃条約について教えてください。

角坂県立学校人事課長 女子差別撤廃条約は、1979年の国連総会において採択され、日本では1985年にこの条約に締結しています。この条約は男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には女子に対する差別を定義し、締約国に対し政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置を取ることを求めています。資料に記載したとおり、教育の分野については、「すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割について定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また特に教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと」などが記載されています。

首藤委員 今回の勧告では、「男女別学校の存在自体をもって女子差別撤廃条約に違反するとは直ちに言えない」と記載されています。このことは条約を締結している国としても同様の見解でしょうか。

角坂県立学校人事課長 国の見解も同様と聞いています。

小林委員 勧告の中で触れられていた現在の男女別学校の具体的な問題点について教えてください。勧告では早急に男子校の管理職の女性割合増加させるべきと書いてありますが、現在の県立高校全体での女性管理職の割合はどうなっていますか。

角坂県立学校人事課長 県立高校の管理職のうち、女性の割合は令和5年度においては、15.1パーセントとなっています。このうち、男子校の管理職のうち、女性の割合は4.5パーセント、女子校の管理職のうち、女性の割合は38.5パーセント、共学校の管理職のうち、女性の割合は14.2パーセントとなっています。

小林委員 そもそも県立高校の教職員の男女比というのはどうなっているのでしょうか。今後女性管理職の登用をどのように進めていこうとしていますか。

角坂県立学校人事課長 令和5年度における県立高校の、管理職ではない60歳以下の本採用の教諭及び事務職員の女性割合は約36パーセントです。人事異動方針では、女性管理職の積極的な登用に努めることを掲げていて、「埼玉県教育委員会 女性活躍・子育て応援事業主プラン（後期計画）」においては、県立学校の管理職に占める女性職員の割合として、令和7年度末までにおおむね20パーセント程度を目標として掲げています。この目標に向け、女性管理職の登用に努めていく必要があると考えています。また、男子校への女性管理職の配置につきましては、男女のバランスをより配慮をしつつ適材適所の配置に努めてまいりたいと考えています。

坂東委員 共学校は別として、従来の感覚での男子向きの理数科や、従来の概念としての女子向きの保育や家政というものを是正すべきではないかといった記載もあると思いますが、現在、埼玉県内で、学科によってどの程度差があるのでしょうか。

角坂県立学校人事課長 理数科を設置している県立高校は、大宮、熊谷西、越谷北、所沢北、松山の5校あります。このうち松山が男子校です。また、家政の分野である学科を設置している県立高校は、鴻巣女子に保育科と家政科学科、越谷総合技術に服飾デザイン科と食物調理科、秩父農工科学にライフデザイン科とフード

デザイン科、新座総合技術に服飾デザイン科と食物調理科の4校あります。このうち鴻巣女子は女子校で、保育科は女子校のみの学科となっております。外国語科を設置している県立高校は、春日部女子、越谷南、坂戸、草加南、南稜、和光国際、蕨の7校あります。このうちに春日部女子は女子校です。

櫻井委員 今回の勧告では1年後に報告を求められているわけですが、勧告にどのような効力があり、今後どのように対応していくのでしょうか。

角坂県立学校人事課長 今回の勧告については、社会状況等の推移を踏まえた教育を実施していく観点から関係する方々の意見も丁寧に伺いながら十分に検討する必要があると考えています。まずは関係者の方々の意見をどのように伺っていくのか、その手法も含めて検討してまいりたいと思います。また、勧告につきましては是正の必要性を告げ、適切な措置を求めるもので、法的効力はないというふうにはされていますが、県の勧告ということですので、誠意ある対応をしていきたいと思っています。

櫻井委員 丁寧に検討していただくということですが、できれば報告の前に中間報告として教えていただきたいと思っています。

日吉教育長 前回の勧告から20年以上経過しています。関係する方々の意見を今後丁寧に伺いながら、今後の方向性については十分に検討させていただきたいと思っています。

(4) 次回委員会の開催予定について

10月12日(木)午前10時

<非公開会議結果>

(5) 議事

第77号議案 令和5年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和5年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰の被表彰者を決定しました。

第78号議案 令和5年度優秀な教職員の表彰について

埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和 5 年度優秀な教職員の表彰の被表彰者を決定しました。

第 7 9 号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った東部地区の公立中学校の男性教諭（28 歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。